

新体育館に関する特別委員会会議録

○日 時 令和元年11月20日(水) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○協議事項

- 1 新体育館管理運営について(中間報告)
- 2 その他

○出席委員

委員長	永田	公由	君	副委員長	山口	恵子	君
委員	丸山	寿子	君	委員	樋口	千代子	君
委員	赤羽	誠治	君	委員	平間	正治	君
委員	小澤	彰一	君	委員	篠原	敏宏	君
委員	中野	重則	君	委員	横沢	英一	君
委員	西條	富雄	君	委員	青柳	充茂	君
委員	牧野	直樹	君	委員	古畑	秀夫	君
委員	中村	努	君	委員	柴田	博	君

○欠席委員

委員	金子	勝寿	君	委員	永井	泰仁	君
----	----	----	---	----	----	----	---

○説明のため出席した理事者・職員

副市長	米窪	健一朗	君
市民交流センター・生涯学習部長	赤津	光晴	君
スポーツ推進課長	田下	高秋	君
スポーツ推進係長	高谷	和則	君
新体育館建設プロジェクト係長	佐々木	高史	君
新体育館建設プロジェクト主任	中田	健太郎	君

○議会事務局職員

事務局長	横山	文明	君	事務局次長	赤津	廣子	君
議事総務係長	小澤	真由美	君				

午前9時59分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまから新体育館に関する特別委員会を開会をいたします。

この際申し上げます。金子勝寿委員が公務のため、また、永井泰仁委員が体調不良のため、それぞれ欠席する旨の届け出がありますので御了承を願います。

では、審査に入る前に理事者から挨拶を受けることといたします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。大変お忙しいところ、特別委員会を開催をいただきましてありがとうございます。本日ににつきましては、おかげさまで新体育館の建設工事、順調に進捗をしております。工事に入りまして、施設の仕様等が確定をいたしましたので、それに伴いまして管理運営計画等の作成に入っております。本日は、特に管理運営費について算定をいたしましたので、御協議をお願いをいたしたく開催をお願いしたところでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

1 新体育館管理運営について（中間報告）

○委員長 それでは、ただいまから協議に入ります。それでは、それぞれ資料に基づきまして始めたいと思いますので、事務局から説明を求めます。

○スポーツ推進課長 それでは、新体育館の管理運営につきまして、現在の検討状況につきまして中間報告をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。1の趣旨でございますが、平成30年12月12日開催の特別委員会におきまして管理運営方針を御協議いただき、指定管理者制度で実施することを了承いただきました。実施設計が完了し、施設内の機械設備などの仕様が確定したため、見積もりによる積み上げなど、実際に新体育館で必要となる管理運営費用につきまして算定ができたため、内容について御協議させていただくものでございます。合わせまして、指定管理者選定スケジュールについて御報告をさせていただきます。

2番の内容につきましては、後ほど御説明いたします。

3番は記載のとおりでございます。

4番、今後の対応でございますが、年明けから指定管理者の公募手続きを行いまして、来年6月議会におきまして指定の議案を上程する予定としております。

それでは、別紙新体育館に関する特別委員会資料をお願いいたします。表紙につきましては、現場施工状況をドローンで撮影したものとなりまして、11月8日の撮影となります。施工状況につきましては、協議案件終了後、本日追加でお配りさせていただきました資料により、御説明をさせていただきたいと考えております。

おめくりいただき、1ページ目が本日の説明内容となります。記載をさせていただきました6項目につきまして説明をさせていただきます。

それでは、2ページ、1の今までの管理運営の検討経緯でございます。平成26年5月の調査報告書におきまして、新体育館の施設規模を6,130平方メートルとし、市職員による直営管理で年間6,750万円の維持管理費を見込みました。この時点では、トレーニングルームを民間施設に委ねるとして設置しないこととしてあります。翌年の全戸アンケート調査の時点では、施設規模を6,300平方メートルといたしまして、直営管理で年間6,800万円の維持管理費を見込みまして、国庫補助金の対象要件であります健康体力づくり室を追加しております。以降、基本計画、基本設計などを経まして、総事業費の決定、施設仕様の決定をしてきておりま

す。平成30年12月の特別委員会におきまして、指定管理者制度で運営する方針につきまして決定いただきまして、本年8月、実施設計に基づく市場調査を行いまして、複数の者から見積もりと管理運営の提案をいただいたものでございます。

3ページをお願いいたします。2番の利用料金の考え方でございます。利用者負担の原則による利用料金とすることといたしまして、維持管理費に係る費用を原価とし、アリーナなどの貸し室は原価の50%、個人利用施設は原価の100%、減免については原則実施しないこととしております。

4ページをお願いいたします。3番の利用料金の算出方法でございまして、(1)の利用料金の考え方のイメージ図、一番上の部分が施設の設置・管理運営に係る全ての経費となります。ここから、新体育館は避難所等に利用できるため市民全体の財産と考えまして、用地費及び建設費を原価から除き、人件費と維持管理費を利用者に負担してもらう原価としております。原価のうち、利用者負担を50%とするものが、その下、受益者負担分となり、利用料金となります。(2)のアリーナ等1室当たりの算定につきましては、網掛けをさせていただいた部分の式となりまして、原価を面積と利用時間で割り、1平方メートル当たりの単価を算出したものに、受益者負担割合を掛けたものが利用者が負担する単価となりまして、その単価に貸し室、アリーナの面積だとかを掛けたものが利用料金となります。(3)の個人利用施設は、年間の利用定員からの算出となります。

それでは、5ページをお願いいたします。4番の管理運営費用についてとなります。一番左の列の費用の項目となります。この項目につきましては、アンケート時点で分類したものととなります。人件費、施設管理費、水光熱費、修繕費で、この合計が支出計となり、見込まれる収入計との差額が維持管理費、または指定管理料。また、一番下にアンケートの額を時点修正させていただいた額との差額を記載しております。合わせまして、本日、A3で追加の資料をお配りさせていただきましたが、この4番の管理運営費用につきまして、詳細な項目について支出の比較を記載させていただいております。

説明につきましては、冊子のほうで進めさせていただきたいと思いますが、このA3の記載内容につきましては、直営管理、指定管理。直営管理であれば、アンケート(A)、直営管理(B)。指定管理であれば、指定管理(C)、指定管理(C')。それぞれ冊子のほうと同じ並びとさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、冊子の5ページ、2列目となります。平成27年度アンケートにおきましては、管理運営につきまして、直営管理として試算をしております。支出計を6,800万円と見込んでおりました。当時の支出の算出根拠につきましては、人件費は、8時30分から5時15分まで職員を配置、夕方以降と土日祝日は管理人を配置するものとして試算しておりました。また、当時は、機器を設置したトレーニングルームではなかったので、トレーニングルームに係る人件費や機器のリース料は見込んでおりませんでした。施設の維持管理費につきましては、他市の体育館の維持管理費を参考に、設備の保守点検や館内清掃の外部に委託している費用を新体育館の面積を考慮して算出したものとなります。収入につきましては、現在の市立体育館の収入に施設の面積増を考慮して算出し、400万円を見込んでおりました。なお、この400万円は、減免はないものとして試算しております。支出と収入の差が維持管理費となり、6,400万円となりますが、その後の人件費の上昇、消費税を考慮した時点修正を行いますと6,900万円となります。続きまして、その右の列。直営管理となります。人件費につきましては、アンケート時点では職員の勤務時間以外、夕方以降や休日については管理人の対応として

いたものを、開館から閉館まで常にスタッフが常駐できるシフト体制で、必要となる職員やアルバイト等のスタッフの人件費を見込んだ試算としております。トレーニングルームにつきましては、外部委託することを想定し、他施設のヒアリングから委託に係る費用を人件費として計上しております。施設管理費等につきましては、実施設計が完了したので、設備や建物の仕様が確定したため、点検料や清掃料など各業者から見積もりを聴取した結果を反映した結果となっております。また、アンケートでは見込んでいなかった公園を設置することとしたため、草取りや落ち葉の清掃費、噴水の管理費、植栽の剪定等の管理費を見込んでおります。また、管理に係る経常経費。具体的な項目といたしまして、消耗品、パンフレットなどの印刷製本費などの需用費、電話料、郵便料などの役務費、パソコン、コピー機、車両などのリース料などを事務費として、通常の体育施設全体の経常経費で見込んでいるものを、利用者負担の考えに基づき、新体育館の原価として計上する必要があるため、見込んだものでございます。また、トレーニング機器のリース料につきましては、アンケート時点では設定がなかったため追加しております。その結果、アンケート時点より支出が増加したものとなっております。収入につきましては、利用者負担の原則から計算した利用料金を基準といたしまして、現在の市立体育館の利用率から試算をしております。トレーニングルームにつきましては、ヒアリング結果から1日当たり80人の利用を想定し、計上しております。支出の合計で、1億1,870万円。収入を2,270万円見込みまして、維持管理費として9,600万円となります。

続きまして、その右の列、指定管理でトレーニングルームを指定管理事業とした場合となります。市場調査の提案価格と市で見積もりを聴取した結果から試算しております。支出の合計で、1億1,970万円。収入が2,640万円。指定管理料として9,330万円となります。一番右の列、こちらが指定管理で、トレーニングルームの運営を自主事業とした場合となります。トレーナーの人件費やトレーニング機器のリース料が支出から除かれるため、支出の合計で1,360万円安くなりますが、収入についてもトレーニングルームの利用料が890万円減収となることから、指定管理料として8,860万円となり、トレーニングルームの運営方法の違いによる差額につきましては470万円となるものでございます。

続きまして、6ページ、5のトレーニングルームの運営についてとなります。トレーニングルームを指定管理事業とし、必須事業とした場合と、指定管理者の任意の自主事業とした場合の比較検討となります。指定管理事業とは、市が指定管理者に求める必須の業務で、施設の予約、料金の受け取り、法定点検、設備の保守点検、館内清掃など仕様書で定める事業となります。収入は市から支払う指定管理料と利用料の収入となります。自主事業につきましては、施設の目的に合致する範囲で、指定管理者の自己責任により実施する事業で、経費は自主精算となりまして、指定管理業務とは別会計となります。指定管理料を充当できない事業となります。トレーニングルーム事業を自主事業とすると係る費用に指定管理料を充当できないので、指定管理料を下げることはできません。そのかわり、トレーニングルームを運営するかどうかは指定管理者の裁量に委ねることとなります。表におきまして、比較検討をお示ししておりますが、自主事業の場合、右側のほうとなります。指定管理者の裁量に委ねられるため、採算が合わないと判断された場合は設置されないおそれがあること。収支を出すには、民間施設に近い料金が想定され、安定した収入を得るために会員制が基本となってまいります。市は自主事業の実施のやるかやらないかの可否については判断をできますが、利用料金や会員制の利用形態など運営については関与、指導ができないものとなります。一方、指定管理事業とした場合、仕様書に記載する必須業務となりますので確実

に実施されること、条例におきまして利用料金を定めるため比較的安価で提供できること、1回からでも利用でき、気軽に利用する機会が提供できることとなります。また、指定管理業務として、スタッフが常駐することで相談や運動指導、例えば、利用者がメタボ予防の相談に訪れたことに対しまして、スタッフから適した運動プログラムの提供が指定管理業務として実施されます。指定管理料の差額が470万円となりますが、新たな市の顔として市民の健康や運動習慣のきっかけづくりを目指す施設でもありますので、市民が気軽に利用できるよう、トレーニングルームの運営は指定管理業務としたいものでございます。このため、指定管理料の現在の見込み額といたしまして年額で9,330万円となるものでございます。

最後に、7ページをお願いいたします。開館までのスケジュールとなります。本日の協議結果を踏まえた中で指定管理の仕様書等を作成いたしまして、年明けの1月中旬から公募手続きを実施し、5月上旬に候補者の決定、6月議会に指定の議案を上程してまいりたいと考えております。開館準備期間を経まして、令和3年4月開館を目指すものとしております。説明につきましては以上となります。

○委員長 それでは、ただいまの説明につきまして質疑を行います。まず、1の今までの管理運営の検討経緯につきまちはよろしいですね。

○青柳充茂委員 俺、このころいなかったもので、確認したいことがあるのだけれど。平成27年5月の全戸アンケート調査についてですが、そのときには直営管理で6,800万円っていうのを示してアンケートをとったという意味ですか。

○スポーツ推進課長 そのとおりでございます。

○青柳充茂委員 それがこういうふうな、金額的には大きく変わってきたということなのですね。それで、アンケート、アンケートって一生懸命、ここにおもしろい直営管理アンケート(A)という数字が出ているということですか。では、その説明は、市民に対してはこれからするってことだ。ふえちゃった理由や原因が、こうですよっていうのは。そういう意味ですね。確認です。

○スポーツ推進課長 確かにアンケート時点6,800万円から大幅に増加する形となりますので、内容等につきましては丁寧に説明してまいりたいと考えております。

○青柳充茂委員 では、もう一つ、平成30年12月に指定管理者制度で運営することを決定というふうな経緯にありますけれども、指定管理にするそのとき、なぜ指定管理にするかっていう議論について、私、よくわかっていないので、こういう聞き方をしたいのですが、今、こうやって、いろいろふえてきた経費の、相当1億円くらいかかると見込まれるっていうようなことが、いろいろわかってきた中で担当者として今でもなお、直営よりも指定管理のほうがいいって考えているかどうか。もし、そうだとすれば、指定管理と直営管理で比較した場合に、なぜ指定管理が優位だと考えるかって、その理由を教えてくださいませんか。

○スポーツ推進課長 平成30年12月におきまして、管理運営方針を決定させていただいております。この中で、直営管理とした場合に、箱をつくって職員が管理をしてもソフト面の、運用のノウハウが市の職員には全くございませんので、ここは民間の知見を活用できる指定管理者制度でいって、しっかり魂を入れて、市民に利用をしていただきたいという趣旨で御説明をした記憶がございます。内容としては、民間の知見を活用できるっていうことを具体的に当時も資料でお示しをさせていただきましたが、また来たい、行ってみたいと思われる魅力ある運営を目指してほしいということと、行政側ではできなかった新たな利用者の開拓をしてほしい。また、効

率的、効果的に運営をいただいて、利用率の向上を目指していただきたい。市民ニーズに合わせたサービスの提供によって満足度を上げていただきたい。健康増進や運動習慣を市民の中に定着をしていきたい。トレーニングルームや併設する公園を有効に活用していただきたいということで、トータル的に指定管理が運営をしていくには適していると判断をさせていただいておりますし、現在、こういった形で管理運営費9,330万円を見込まれるということで、今回協議をさせていただくわけですが、この額であっても、総事業費38億円をかける施設でございますので、有効に活用できるように指定管理者制度が適していると担当としては判断をさせていただいているところでございます。

○青柳充茂委員 今、お答えいただいたのを聞いていて、確認ですが、今でも指定管理のほうがいいと。それは、一つは市にはそういう運営管理能力が必ずしも十分備わっていないと、民間のほうがあっていうことですね。そこに期待をしたいと。で、現実には、例えば言えば、複数者からマーケットサウンディングしたというのが書いてありますけれど、この中には、市の期待に応え得るだけのふさわしい民間事業者がいるっていいのですか。

○スポーツ推進課長 今回、複数者が対話に応じていただいておりますが、この複数者とも全国規模の運営を展開している事業者でございますので、例えば、全国と比較して、この地に適した運営はどうかというノウハウは当然持っているとは判断しておりますので、この複数者により競争で指定管理者が決定することを期待しているのが本音でございます。

○青柳充茂委員 この辺にしておきます。ありがとうございました。

○平間正治委員 私も同時期、ここにいなかったものですから、ちょっと確認だけをしたいのですが、直営管理の中で、いろんな直営管理の仕方があると思うのですが、私はスポーツ担当なりが体育館のほうへ、事務所に入って、そこにおいてやっていけば、かなりの経費の節減ができるっていうふうに考えていたのですよ。まるっきり、スポーツ担当者はこっちにいて、あっちだけまた任せるっていう。どういう形態を考えてらっしゃったのですか。その当時、直営管理の内容について。

○スポーツ推進課長 アンケート時点では、職員3人が新体育館の運営にかかわる。これは施設の維持管理、また貸し館に伴います予約だとか、料金の收受の関係を担当すると想定しておりました。直営管理で夕方から閉館まで、また、職員が出勤しない日につきましては管理人1名を施設の鍵の貸し出し、または料金の受け取り等の簡易的な業務をやっていただく内容として、アンケート当時は直営管理を想定していたものでございます。

○平間正治委員 三、四人は張りつけても4,200万円ですね、ここに出ている数字では、かなりの1人当たりになると人件費になってしまうと思うし。スポーツ担当課が向こうへ入っていれば昼間の管理は合わせて日常の業務、忙しいとは思いますが合わせてできるっていうメリットもあったりして、そういうことも自分としては考えていたって言うか。指定管理にここではお決まりになったので、そのことについて進めてみるより仕方ないと思うのですが、全国的なそういう業者って言っても大体名前が知れている。わかるようなところで結果的には高くなるのです。ですから、そこら辺も、経費の中身を十分精査していくのが必要だというふうに思います。以上です。

○委員長 いいですね。それでは、質疑につきましては区分して行っていくので、お願いをいたします。

次に、利用料金の考え方と利用料金の算出方法について質疑を行います。質問、意見のある方はお願いをいた

します。

○古畑秀夫委員 利用料金の考え方ですが、減免の考え方ということで、原則減免なしということで記載されておりますけれども、現在の体育館はどんな団体の人たちが減免の対象になっているわけでしょうか。

○スポーツ推進課長 減免につきましては、現在の体育館は、例えば市の事業であれば100%減免であるとか、体育協会が事業計画に基づいて開催する事業については100%減免。中体連、高体連についてもそれぞれ減免割合を算出しておまして、中体連は100%、高体連は50%というような形で、利用の78%が現在の市立体育館は減免を受けている方が利用している状況でございます。

○古畑秀夫委員 そうなりますと、今まで減免になっていた78%というような形で、かなりの団体などが減免の対象になっていたわけですが、今度、新たにこういう考え方を出してきたということですが、事前には体協などとの話し合いと言いますか、それは行っているわけでしょうか。

○スポーツ推進課長 減免につきましては、事前に協議をしているという事実はございません。仮に協議をしたとしても市民全体の今回は大きな投資として事業を進めておりますので、既存のスポーツ団体の方にも当然利用はしていただきたい施設ではございますが、それ以上に今まで運動をしたことのない方たちにも運動する機会を広く提供していきたいという、全体の市民益の中で運営をしていきたいという思いがございますので、減免は事前協議をせずに、全て決定した段階で利用料はこのぐらいかかりますよという、その都度、説明をしていきたいという方針ではございます。

○古畑秀夫委員 事前に意見を聞いて、それを受け入れろってということではありませんけれども、今までのことからしますと、体協などでは事前に話をお聞きしたいというような申し入れもしてあるようですので、その辺のところも配慮していただいて、全部決まりました、これですっていうやり方は、いかななものかなというふうに思いますので、事前に少しは意見などをお聞きしてもいいと思うのですけれども、どんな考えでしょうか。

○スポーツ推進課長 委員の御指摘も踏まえまして、丁寧に対応できるように計画してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかにいかがですか。

○中村努委員 今の利用料の話ですが、体育館も、市民益、全員、皆さんに使っていただきたいというお話でしたけれども、トレーニングルームとかそういうのはわかるのですが、アリーナを借りて何かをすればいいのなら、どこかの団体に属していないと、なかなか個人的に借りるってことは想定しづらいのです。ですから、どうしても競技団体である体協の皆さんの意見も聞かないと、これはいけないのかなと思いますし。以前、特別委員会で新潟市秋葉区の体育館を見させていただいて、そのときも使用料のパンフレットをもらってきて、実は、それ、地元の体協の役員さんに見せたのです。とてもじゃないけど、俺らこんな体育館使えないって言われたのです。そんな金額設定と比較して、今回設定しようとしているのは、あそこより高いのか、低いのか、どうですか。

○スポーツ推進課長 正直申しまして、秋葉区の利用料、私、今、持っていないので、比較ができないのですが、今考えている利用料の想定といたしましては、松本市の総合体育館、岡谷市の総合体育館と比較しても、おおむね近似値になる設定をさせていただこうと計画しております。

○中村努委員 多分、西條委員が一番よく御存じかと思いますが、体協もお金が大分ないようなので、その辺のところも配慮していただければと思います。

もう一個、前も質問をさせていただいたのですが、ランニングのために体育館に入るとか、見学のために入るとか、そういう場合の使用料というのはどう考えていますか。

○**スポーツ推進課長** 具体的には、まだ想定ができていない部分もございますが、ランニングコースにつきましては料金は取らない方向で、今、考えておりますので、当然施設見学であるとか、ランニングコースのみの利用で、広く知っていただいて、利用率向上につながっていけばいいのかなという考えがございます。

○**委員長** いいですね。ほかにいかがですか。

○**柴田博委員** アリーナなどについては、費用の50%で、トレーニングルームと、あと個人利用施設は100%という説明ですが、3の利用料金の算出方法の(1)のイメージ図のところにある受益者負担分イコール利用料金というのはアリーナなどを借りる場合の話ということで、トレーニングルームなどの場合には公費負担分というのはなくなるよっていう、そういう意味でいいわけですか。

○**スポーツ推進課長** そのとおりでございます。

○**委員長** いいですか。ほかにいかがですか。よろしいですかね。それでは、利用料金の考え方及び算出方法については御了承いただくということでよろしいでしょうか。

[異議なし]

○**委員長** はい。それでは、次に進みます。管理運営費についてと、トレーニングルームの運営についてを議題といたします。質疑を行います。お願いいたします。

○**柴田博委員** トレーニングルームの運営についてですけれども、私も本来のあり方からいけば指定管理業務に含めたほうが良いというふうに思うのですが、さっき、中村委員もお話が出ていた新潟市の施設を視察に行ったときに、あそこで聞いた説明の中では、たしか指定管理者が自分の独自事業をやる場合にもトレーニングルームを市から借りて、その分のお金を払って、その上で独自に事業をやって、その事業に申し込んだ方から利用料金をいただくってような使い方をしていたと聞いたのですがトレーニングルームなんていうのは、一人で1回行って自分でやりたいことをやるのもいいけど、それだけでは、やっぱり本来の目的を果たさないと思うので、事業指定管理者がそんなに高くない範囲でいろいろな企画を立てていただいて、気軽に市民が参加できるような、そういう事業も必要ではないかと思うのですが、今、考えている指定管理業務に含めた場合には、そのような使い方っていうのはできるようになるのでしょうか。

○**スポーツ推進課長** 委員、大変失礼ながら、ちょっと勘違いされている部分があるので。まず、秋葉区なのですが、トレーニングルームというよりも、その隣のスタジオ、ガラス張りでフリーウエイトあったのですが、広い部屋の中で、そこを自主事業をやる場合に区のほうに利用料を払って、自主事業をやって、その利用料分は参加者から負担金をいただいて運営をする。それによって、にぎわいを創出できているというのを私も確認をさせていただいたので、当然、新体育館につきましてもトレーニングルームで、もし指定管理事業としてしまえば、トレーニング機器が並んでしまうので、なかなか個人の利用を制限して、自主事業として運動教室をやり出すというのは厳しい部分も出てくるのかなと思いますが、ガラス張りのスタジオを新体育館も設置いたしますので、その部分で、ぜひ指定管理者が自主事業をやっていただいて、利用者から教室料を取って市のほうに施設使用料を納めていただく。指定管理会計のほうに納めていただくというのが、確かに理想であると思います。そういった運営をすることによって、市が求めている多くの市民に運動のきっかけを提供していただきたいという事業に

もつながっていくと思いますし、利用者がふえることによりまして利用者間のネットワークもできてくるので、そういったものが地域づくりにもなっていくのかなという期待を込めまして、ぜひ施設を有効に活用をいただけるような運営をしていただきたいなという考えでございます。

○柴田博委員 一部勘違いしていたことがあるかもしれませんが、スタジオ部分だけでなくトレーニングルームについても、例えば、個人で行ってやるときに、どんなふうに、どんなことを、どれぐらいやったらいいかわからないっていう方、たくさんいらっしゃると思うので、そのようなことを相談して、聞いてもらって、アドバイスをもらったりするようなことは、指定管理者がやっていただけるっていうことですか。

○スポーツ推進課長 委員、おっしゃるとおり指定管理業務とすれば、そういった提供ができますので、利用者がこういうふうに鍛えたいのだけれど、こういう部分を改善したいと相談いただいて、それに適したプログラムの提供ができます。ただ、自主事業にしてしまいますと、それが設置されるかどうか、トレーニング機器が設置されるかどうかはわからない形になりますし、一回、自主事業でトレーニングルームの運営をしてくださいますと、会員制が基本であったり民間の施設に近い料金になったりしますので、設置されるかどうかはわからない、高額になってしまうっていう部分は施設の意味合いをつくる部分で、ぜひ避けたいなという気持ちでありますので、私どもとしては、トレーニングルームについては指定管理業務として、ぜひ出していききたいなという考えであります。

○柴田博委員 もう一点、確認ですけれども、自主事業にした場合には、トレーニング機器そのものも設置されない場合もあるということですか。

○スポーツ推進課長 6ページの5のトレーニングルームの運営の表の中を御確認をお願いしたいと思います。業務の実施という一番上の欄で、自主事業の場合、採算が取れないと実施しない場合がある。もしくは、指定管理を取った業者が再度周辺のマーケット調査をやって、この人口規模だと、ちょっと難しいのかなと判断をされてしまうと、自主事業としてトレーニング機器は設置しないという選択肢も出てきてしまうということになります。

○柴田博委員 その場合に、その空間はどういう使い方になるわけですか。

○スポーツ推進課長 どういう使い方になるかは、指定管理者が事業の中で部屋を活用していくかっていうのは不明なところになってしまいますが、係長から答弁いたします。

○新体育館建設プロジェクト係長 貸し室になりますので、1時間当たり幾らで貸し出す部屋に今度はなっていくと思いますので、その中で、例えばストレッチをしたりとか、何かの部屋に使ってもらってという貸し室になってしまうと思います。

○委員長 いいですね。ほかにいかがでしょう。

○青柳充茂委員 今、5のところにも言ったので、お聞きしたいのですが、現在の市の考えとしては、この表でいくと（C'）じゃなくて、（C）でいきたいってことですね。だから金額的に言えば、新体育館の維持管理費は約1億2,000万円かかると。収入を二千何百万円見込んでいるので九千何百万円という話にはなるのだけれど、維持管理費は、そういうことで1億2,000万円くらい。だから、それを少しでも少なくするために、受益者負担の考え方もあるし、できるだけ市民の皆さんも、そういうことも御理解していただいて、ちょっと利用料は高くなるけれども、その分いい体育館でサービスも充実しているのという話だということでもいいですか。

○スポーツ推進課長 そのとおりでございます。

○青柳充茂委員 わかりました。

○委員長 ほかにいかがでしょう。

○中村努委員 指定管理にしたとしても、管理者の判断で自主事業もできるという解釈でいいですよ。

○スポーツ推進課長 指定管理でいった場合、当然、市がやってくださいと言う業務のほかに自主事業を指定管理者は計画しますので、例えば平日の午前中だとか、利用率の、利用者の少ない時間帯とかに自主事業を計画をして、皆さん参加してくださいというような呼びかけをして、事業を展開しているのが全国の通例でございますし、私どもも、いろいろな施設を視察をさせていただき中で、平日の午前中に、何でこんなに皆さんいるのですかっていう確認をとりましたら、やはり、その地域のニーズに合った事業を自主事業としてやることによって、この施設を多くの方に知っていただいて、利用の向上につながっているという結果も得ておりますので、自主事業は、あいている時間にどんどんやっていただければありがたいと考えています。

○中村努委員 体育館内もそうだと思うのですが、広い敷地の中に広い駐車場もあって、利用されないときには、広い駐車場は何も、がらんとしているっていうのもあれなので、できれば敷地全体を含めて指定管理者が何か自主事業をできるような、そこで物販をやるとか、そんなようなことにも活用できるような形で、それをするに当たっての使用料はどのくらいなのかとか、そういう設定も、ぜひ考えてほしいと思います。

○スポーツ推進課長 ぜひ、検討させていただきたいと思います。

○委員長 ほかにいかがですか。よろしいですか。それでは管理運営費について。トレーニングルームの運営については指定管理で、トレーニングルームについては指定管理事業とするということ。それから維持管理費、また指定管理料につきましては9,330万円という数字が、今、出されていますが、この辺を目安にするということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 それでは、そういうことで了承していただいたということで、次に進みます。

開館までのスケジュールにつきましては、これは、よろしいですね。その他で。

○中村努委員 このスケジュールの中で、条例関係の整備ですが、7ページですけど。新体育館条例ってなっていますよね。まだ、この特別委員会でこの体育館の名称をどうするかって議論をしたことがなくて、議運の話をしていいのかわからないけれども、12月提出案の条例が出てきて、何の体育館と思ったのです。この名称についてどういうふうに考えてますか。

○スポーツ推進課長 名称につきましては、基本的に条例名と施設の愛称は別であると考えております。例えば、塩尻市文化会館が条例名でレザンホールという愛称で、市民交流センター、えんぱーくというような形になっておりますので、私どもの考えといたしましては、ぜひ、ネーミングライツを公募をかけまして、千曲市が更埴体育館という条例名の施設に、ことぶきアリーナ千曲というネーミングライツがついておりますので、そういった事業者が出てきてくれることを期待しておりますし、ネーミングライツに公募がなかった場合につきましても、また特別委員の皆様と相談をさせていただきながら、愛称につきまして募集をするような方向で。いずれにしても親しみやすい名称は必要だと考えておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○委員長 スポーツ推進課長、そうじゃなくて。この条例案を出すときの名前はどのような名前なのかという

ことを聞いている。

○**スポーツ推進課長** 塩尻市総合体育館という名称でございます。

○**中村努委員** 条例名ということで、市民に、レザンホールと一緒に、周知するような名前ではないと思います。ちなみに、けさ、グーグルマップで塩尻市総合体育館で検索したら、しっかりと市立体育館を案内されましたので、多分、市民の方も、外から来る方も、似たような名前だと多分わかりづらいので、その辺、新しい体育館だなとわかるような名称をぜひお願いします。

○**委員長** よろしいですね。それでは、開館までのスケジュール、その他についてはよろしいですね。

〔「はい」の声あり〕

○**委員長** それでは、以上をもちまして協議事項を終わりといたします。

2 その他

○**委員長** 次に、新体育館の建設工事の進捗状況について説明を求めます。

○**スポーツ推進課長** 担当の係長から説明させていただきます。

○**新体育館建設プロジェクト係長** それでは、本日お配りいたしましたA4の資料をごらんください。1枚目でございますが、これはきのう撮影したドローンの映像でございます。

順番前後しますが、おめくりいただきまして、3ページ、ごらんください。断面図に着色をしております。この着色した部分が、今現在、躯体のコンクリートが打ち終わった部分でございます。一番上のA-A断面につきましては、メインアリーナを断面に切った形です。B-Bにつきましては、アリーナコリドー、廊下の部分を切った断面でございます。C-C断面につきましては、サブアリーナを切った断面でございます。D-Dにつきましては、東西方向に切った断面でございます。今の進捗状況といたしましては、大体、1階の躯体のコンクリートが打ち終わったという状況でございます。2階の床まで張れているという状況でございます。これから、今週も、あす、あさってと生コンを打ちまして、12月上旬まで躯体のコンクリートを打ちます。そうすると、コンクリート工事が終わりまして、その後、屋根工事という流れになってございます。

それでは、最初の1枚目でございますけれども、ちょうど交差点から北東を望んだ形のドローンの画像となっております。ちょうど足場が上がっている部分でございます。この部分につきましては、今、2階の一番低い天井の高さぐらいが、この足場の天井だと思ってください。そこからアリーナの屋根がかかってくるので、ここからアーチ状の屋根がかかってくる。奥に見えます、レッカーが入っている部分でございますが、その部分がメインアリーナになりますので、少し斜めになっている部分、ここが観覧席となっております。

では、おめくりいただきまして、今度は逆方向から見たドローンの写真となります。こちらから見ていただくと、手前にメインアリーナ、奥にサブアリーナとなっております。ちょうど、この斜めになっている部分、ここが観覧席。北側の部分はコンクリートが打ち終わっております。南側の部分につきましては、あす、打つ予定になってございます。一番下に書かせてもらいましたが、新体育館の最新情報につきましては塩尻市の公式ホームページ及びツイッターで、できる限り頻繁にアップするようにしておりますので、ドローンの映像等につきましても新たなドローンの映像が出た段階で公式のホームページにアップしておりますので、ぜひごらんをいただければと思っております。済みませんが、スマホで見る場合ですけれども、このURLを読んでいただくと

飛ぶのですが、PC版でないと、この映像に飛ばないものですから、もしもスマホでQRコードを読んだ場合は、一番下をごらんいただき、PC版で見るという表示にしてもらおうと体育館の情報のページに飛びますので、ぜひごらんいただければと思います。

一番最後です。4ページ、裏面でございますが、今、現在が11月末ということで、進捗率が約12.7%ぐらい進んでおります。コンクリート工事が先ほどお話しさせていただきましたとおり12月上旬で終わります、12月から屋根をかける作業に入っていきます。今回の工事の一番の見どころであると思いますので、ここにつきましては、ぜひホームページでも宣伝いたしますし、12月末には市民の現場の見学会を予定しております。また、12月18日に開催いたします特別委員会の席におきましても、現場のほうに御案内させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。この冬場に屋根をかけまして、引き続き、外装、内装をかけていきますので、来年4月ぐらい、春先には大体、体育館の全体の外観ができ上がる予定でございます。今現在は、ほぼ工程どおり進んでおりますので、11月末の引き渡しに向けて順調に進んでございます。以上でございます。

○委員長 私のほうから一点お伺ひしますが、工事がこれだけ進んできて、いわゆる地元業者と言われる方たちは、どのくらいここに参加しているのか、これから参加できるのかっていうのが、情報として持っておられますか。

○新体育館建設プロジェクト係長 今、行っている建築の工事とコンクリート工事につきましては、地元業者が入っております。今後、引き続き、電気工事、設備工事に入っていきますので、そこに関しても市内業者を入れる予定だと聞いております。また、改めまして、今現在、どれくらい市内貢献金額があるかということは、まとめまして、お示しさせていただきたいと思ひます。

○委員長 そうですね。12月の委員会までに具体的に、もし数字が上がってくるようだったら、資料として出させていただきたいというふうにお願ひをしておきます。

ただいまの工事の進捗状況につきまして、何かありましたら。

○篠原敏宏委員 一点です。ここまで進んできて、後、これで見ると、屋根が乗って、その後、並行して外装工事ということだと思いますが、前から私以外にも外観が地味だっている話がこの委員会でも出ていたのよう記憶しております、そして、それについて検討するというか、そういった言葉、外観、どこをどうということを、それ以後、そんなに聞いた覚えがないのです。そういうことの中で、ここまで来ると、現場協議もしょっちゅうやっておられる。そういうことの中では、部材の選定、あるいはカラーリング、こういったことがもう既に決まっているのだろうと気がするのですが、そこらはいかがですか。何か工夫とかをした経過は。

○スポーツ推進課長 9月の委員会におきまして、宿題をいただいております。これにつきましては、今の予定で行きますと、12月18日の特別委員会におきまして現地を視察いただく中で、屋根の高さだとかの規模感を御確認していただいた上で、カラーリングの提案につきまして協議をさせていただきたいと考えておりますので、次回、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○篠原敏宏委員 わかりました。まだ、現場協議の私たちもそこへ費用を増嵩して何かをつけるといったことを言った経過ではありませんで、カラーリングの工夫、そういったものは、これから現場協議の範囲の中で対応が可能というような理解でよろしいですか。

○スポーツ推進課長 もう既に、いろいろ検討させていただく中で、12月18日に向けまして、資料づくりを進めさせていただいておりますので、現場協議等々踏まえてカラーリング、御提案をさせていただいて、御承認をいただきたく、今、準備を進めさせていただいておりますので、次回よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長 ほかに。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 それでは、以上をもちまして、特別委員会を閉会といたします。大変御苦勞さまでした。

午前10時55分 閉会

令和元年11月20日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

新体育館に関する特別委員会委員長 永田 公由 印